

# 浄化槽の設置補助制度のお知らせ



三宅村では、お風呂や台所、洗濯などから出る生活排水をし尿と併せて処理する合併処理浄化槽の設置補助制度を設けています。

浄化槽は、微生物の助けによって私達が出す汚水をきれいな水にして自然に返します。きれいな三宅島を維持するために、合併浄化槽設置の普及促進にご協力ください。



問い合わせ：地域整備課環境整備係

☎⑤0938 | P⑤9260

次ページ



# 浄化槽の適正な維持管理のお願い

浄化槽が十分な機能を発揮するためには、適正な維持管理が必要です。浄化槽法では、浄化槽を使用する方の義務を以下の通り定めています。

- ① 専門業者による保守点検および清掃
- ② 法定検査 ※法定検査が未受検の場合、東京都より指導文書が届く場合があります。



浄化槽の管理者に変更があった場合や、浄化槽を廃止した場合は、30日以内に東京都に届け出てください。

問い合わせ：東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課  
TEL: 03-5388-3583